



教育トピックス 藤久保中学校

【問い合わせ】藤久保中学校 ☎ 258-3232

「永久不滅」の体育祭

第29回藤久保中学校体育祭を、5月26日(日)に行いました。大勢の保護者・地域の方々・来賓の皆さんの声援を受け、生徒たちは全力を尽くして競技に取り組みました。

生徒たちが考えた今年のキーワードは「永久不滅」です。体育祭は学級対抗ですが、競技と応援・練習を通じて一つになった学級・学年、さらには藤久保中が「永久不滅」であって欲しい。そんな一体感と仲間を大切にしたい。そんな思いがこの言葉には良く表れています。

一人ひとりが学級のために全力を出し、最後まであきらめない。声を限りにクラスメイトを応援し、思わず立ち上がって飛び跳ねる。熱のこもった展開に学年を越えて応援する。このような場面が今年の体育祭でもたくさんみられました。

5月は学級が本格的に一つになる時期です。この時期ならではの種目構成が、藤久保中学校体育祭の特色です。それはリレー形式が多いということです。体育祭定番の400Mリレーをはじめ三人四脚リレー・障害物リレー・ムカデ競争リレーなど選手種目に出場する生徒延べ384名中、リレー形式

で出場する選手数は344名のほりります。また大逆転をねらえる午後の学級全員による大縄跳びや学年種目・全員リレーも心を一つにするうえで大切な種目です。

今年も体育祭をとおして、本校の指導の重点の一つである「わかり合い支え合う学年学級づくり」の基盤がより強固なものになりました。

これも、会場にお越しの皆さんが、生徒たちの願いと思いを感じとり、流す汗とそれに輝く笑顔に対して、わけへだてなく温かいご声援を下さったおかげです。また、早朝よりPTA役員・委員や有志の方々にご協力いただきました。学校は地域や保護者に支えられ励まされていると、あらためて感謝申し上げます。



学級全員による大縄跳びの様子

農商工連携6次産業化チャレンジ支援

〈新商品の開発を応援します〉

町の農産物を使った、新しい加工品を作ってみませんか？
三芳町の特産品となる一品を、誕生させましょう！

miyoshi
町政
news

特産品を誕生させよう！



農産物(材料)



加工品(商品)



新商品を応援

野菜などを生産している人や団体が、農産物を使って新商品を作る取り組みを補助します。町では、生産者の皆さんのチャレンジ精神を応援します。

6次産業化チャレンジ支援

町の農産物を活用した加工品の研究開発や、新たなビジネスの展開など農業、商業及び工業が連携した新商品の開発・販路拡大の取り組みにより、農業の6次産業化を支援するものです。

《知る》6次産業とは？
農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売も行うことです。

支援内容

審査を行い、採択された事業

計画の実施に要する経費を補助します。
1事業50万円以内(ただし、補助対象経費の2/3以内)

応募方法

【対象】
町内の農業者、農業者が組織する団体、農業者が主な構成員となっている団体、生産組織等と連携して取組むことが確実な民間企業及び事業者

【応募期間】
7月2日(月)～10月1日(日)
(必着)

【支援実施期間】
補助金交付決定日
～平成25年3月15日

応募期間内に、応募書類を左記まで提出してください。

応募書類は、町ホームページでダウンロードするか、観光産業課で配布しています。

【観光産業課農業振興係内】2

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

〈新しい被保険者証を送ります〉

平成24年度の負担割合は、世帯状況および前年の所得状況に基づいて、8月1日(水)から適用になります。被保険者全員に7月中旬から下旬までの間に、新しい被保険者証を送付します。

miyoshi
保険料
news

医療費負担割合

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	同一世帯に課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる人
一般	1割	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない人
低所得者Ⅱ	1割	同一世帯の全員が住民税非課税である人(低所得者Ⅰ以外の人)
低所得者Ⅰ	1割	同一世帯の全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

医療費負担割合

後期高齢者医療被保険者証を使って医療を受けた時、病院等の窓口で支払う一部負担金は、所得等に応じて1割または3割を負担することになっています。医療費負担割合は、左表のとおりです。

申請で1割負担に

現役並み所得者のうち、後期高齢者医療制度で医療を受ける人の収入合計が、二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は申請により1割負担となります。

さらに、後期高齢者医療制度に移行することによって後期高齢者医療制度の被保険者が一人

自己負担限度額(月額)

自己負担限度額の所得区分	外来の限度額(個人ごと)	外来+入院の限度額(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

該当者に勧奨通知

負担割合が1割の人で、低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、入院時及び同じ病院に外来で通院されている場合の1ヶ月の自己負担限度額及び入院時の食事代が減額されます。

該当される人には、7月上旬に勧奨通知を郵送しますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な人は、同封の申請用紙に必要事項を記入の上、役場住民課保険年金係窓口から出張窓口へ申請してください。後日「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送します。

住民課保険年金係 ☎ 158



みよし歴史探訪 文化財を訪ねて

【問い合わせ】文化財保護課 ☎ 258-6655

第16回 ～ 天王様 ～

三芳町の旧四村には、それぞれ天王様を祀る社や祠が鎮座しています。天王様とは、行疫神とされる牛頭天王のことです。明治の神仏分離令により、牛頭天王社の社号が禁じられました。そのため、明治初年に社号改称が行われ、現在、竹間沢では竹間神社境内に八雲神社、藤久保では木宮稲荷神社境内の八坂神社、北永井では北永井稲荷神社境内の八雲神社、上富は旧島田家住宅東向かいの八雲神社となっています。

しかし、長い間親しまれた名称は政府の方針で簡単に消えるものではなく、現在でもその祭礼は「天王様」と呼ばれ、梅雨が明けて疫病が流行らないように、神輿などが村中を祓つてまわります。七月一日、町内の先頭を切つて藤久保の天王様が行われます。午前中に八坂神社前で祈禱が行われ、夕方よりとんでん脇の皆川宅前にて囃子が奉納されます。

竹間沢では七月二〇・二二日が祭日でしたが、現在はこの日に近い土日に行われます。初日は八雲神社で祈禱の後、万燈を持った子供たちと共に子供神輿と囃子方が各戸をまわります。翌日は獅子と天狗(猿田彦)が



竹間沢の天王様

氏子をまわりお札を配ります。かつては獅子と天狗を先導し、大人神輿が各戸をまわりました。

七月二五日は北永井の天王様で、子供神輿が各戸をまわり、稲荷神社境内に山車が引き出されて囃子が奉納されます。

上富の天王様は、七月二七・二八日に行われます。二七日夕刻に八雲神社で祈禱が行われ、旧島田家住宅前に上富全区の神輿四基が揃い、揉まれます。祭屋台では、子供神輿や大人の囃子が奉納されます。二八日は、子供たちが各戸にお札を配ります。

かつて純農村であった三芳では、天王様が農作業の目安となっており、この日までに麦の脱穀を済ませるものと言われ、天王様の翌日は農休日とされていました。